

## 新潟市水道局窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱

平成26年3月10日制定

### (目的)

第1条 この要綱は、窓口事務に係る標準処理期間を定め、事務処理の迅速かつ適正な執行を確保することによって、公正の確保及び透明性の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 窓口事務 申請(法令及び条例等に基づき、新潟市水道事業管理者(以下「管理者」という。)の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して管理者が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。)に基づいて諾否の応答をする事務をいう。
- (2) 標準処理期間 窓口事務の処理に通常要する期間をいう。
- (3) 処理機関 窓口事務を処理する課又は事務所(以下「課等」という。)をいう。

### (標準処理期間)

第3条 標準処理期間は、別表に定めるとおりとする。

### (標準処理期間の算定)

第4条 標準処理期間は、申請に係る書類等が処理機関の事務所に到達した日(期間を定めて申請等を受け付ける場合は、当該申請等の期間の締切日)から起算して当該処理機関が申請等をした者に対して通知等を行う日までの日数とする。

2 次に掲げる期間は、標準処理期間に算入しないものとする。

- (1) 新潟市の休日を定める条例(平成元年新潟市条例第35号)第1条に定める休日の日数
- (2) 申請等の形式上の要件に係る不備等の理由による補正に必要な書類等の追加に要する日数

### (処理機関の責務)

第5条 処理機関は、その窓口事務について、別表に定められた標準処理期間内に処理するよう努めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事務名	根拠法令又は条例等	処理機関	標準処理期間（日）
行政財産の目的外使用許可	地方自治法第238条の4第7項	申請の対象となる行政財産を所管する課等	15日
指定給水装置工事事業者の指定	水道法第16条の2第1項	管路第1課	10日～15日
工事の申込に対する承認	新潟市給水条例第11条第1項	申請の対象となる工事場所の行政区を所管する管路第2課、秋葉工事事務所、北工事事務所及び西蒲工事事務所	10日
船舶給水の経営の許可	新潟市給水条例第5条第1項	営業課	5日
漏水による使用水量の認定	新潟市給水条例第29条	申請の対象となる漏水場所の行政区を所管する中央料金事務所、秋葉料金事務所、北工事事務所及び西蒲工事事務所	1日～10日
第1種共同住宅の認定	新潟市水道局共同住宅における水道料金の算定の特例に関する規程第7条第1項	申請の対象となる共同住宅が所在する行政区を所管する中央料金事務所、秋葉料金事務所、北工事事務所及び西蒲工事事務所	10日
第2種共同住宅の認定	新潟市水道局共同住宅における水道料金の算定の特例に関する規程第7条第1項	申請の対象となる共同住宅が所在する行政区を所管する中央料金事務所、秋葉料金事務所、北工事事務所及び西蒲工事事務所	10日～25日